

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和7年2月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 契約の名称及び内容

名称 令和7年度西牟婁総合庁舎清掃業務委託
内容 業務詳細については仕様書のとおり

2 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって西牟婁振興局及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ、予定価格の範囲内で最低価格であった者を相手方とする。

但し、見積書の提出が2者以上ない場合は不調とし、再度公告を行うこととする。

3 契約の相手方の決定日時（予定）

令和7年3月19日（水）午後5時

4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

5 見積書の提出期限及び提出場所

（1）提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時 必着

（2）提出場所

田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁総合庁舎 3階

西牟婁振興局地域づくり部総務県民課

電話 0739-26-7906

6 契約書の要否 要

7 その他

この公告による契約の締結は、当該契約に係る令和7年度和歌山県一般会計当初予算の成立後にを行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公告は無効とする。

説明事項

1 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務内容を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。（※提出日において発行後3ヶ月を経過していない原本）

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 契約の相手方の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者で、かつ選考基準を満たす者を原則として契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。

なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

西牟婁総合庁舎清掃業務委託仕様書

この仕様書は、西牟婁総合庁舎清掃委託を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 事 業 年 度	令和7年度
2 業 務 名	令和7年度西牟婁総合庁舎清掃業務委託
3 業務履行の場所	田辺市朝日ヶ丘23番1号 西牟婁総合庁舎
4 業務内容	(詳細は別紙のとおり)

(1) トイレ清掃

- ① 西牟婁総合庁舎及び車庫横の便所・洗面所の清掃を1日1回行う。
 - ・ トイレ床は、ほうき等で掃除後、モップで拭く
 - ・ 便器は、ブラシで掃除し、ぞうきんで拭く、汚れがひどい場合は洗剤を使用
 - ・ 壁は目の高さぐらいまで、ぞうきんで拭く
 - ・ 便器以外の備品、洗面ボウル及びその周辺、鏡は、ぞうきんで拭く
 - ・ 備え付け汚物入れの中身等はまとめて振興局横のゴミ集積所に運ぶ
 - ・ 洗面所の液体石けん交換
 - ・ そのほかについては、随時協議のこと
 - ・ モップ、ブラシ、バケツ、ぞうきんなどは備え付けのみ。追加、他の物品が必要な場合は、受託者で用意すること。
 - ・ 汚物入れのごみ袋は委託者が用意する。
 - ・ 液体石けん、トイレットペーパーは委託者が提供する。
 - ・ 清掃作業中である表示をすること。

(2) 廊下等

- ① 西牟婁総合庁舎の廊下（玄関ホール、保健所待合ホール、エレベーターホール含む）、階段の除塵を1日1回行う。（掃除機による除塵及び汚れの目立つ部分はモップによる水拭きを行う。）
- ② 廊下のゴミ箱（1階自動販売機前及び紀南県税事務所側北側出入口）及び喫煙所（庁舎屋上）の清掃を1日1回行う。

(3) 玄関周り及び駐車場等

- ① 玄関（1階、2階正面及び保健所側（それぞれ階段を含む）、北側2箇所）まわりの掃き掃除及び案内板（1階、2階とも）の拭き掃除を1日1回行う。
- ② 建物外（駐車場、駐輪場）の拾い掃きを毎日おこなう。
- ③ 敷地内の花壇の草引きを、夏場を中心に1年に3回行う。
- ④ 適宜、観葉植物等の水やりや肥料の追肥等業務（肥料は委託者が提供する）

(4) その他

- ① 上記業務を遂行する上で必要となる機材等（衛生消耗品を除く）は品質良好のもので有害であってはならない。また、それらの機材等は受託者において負担する。
- ② 回収したゴミは分別しゴミ集積所へ運ぶ。
- ④ 業務は原則として9時から17時45分の間に遂行すること。
- ⑤ 作業中は指導員が作業について指導監督すること。
※ 現場指導者通知書を提出すること。

5 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）

6 日報等 毎日、日報を作成し担当者の確認を得ること。
(様式は委託者で用意)

7 契約金の支払い 契約金額を概ね12等分し、毎月支払う。
1ヶ月実施分の請求書を受理後2週間以内に支払い予定。

8 その他

- (1) 業務は総務県民課職員と十分連絡を取って遂行すること。
- (2) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について総務県民課が不適当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
- (3) 本業務の遂行において、業務上当然実施すべき事項については、職員の指示に従うこと。
- (4) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、施設又は職員もしくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。

見 積 書

見積金額

千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和7年度西牟婁総合庁舎清掃業務委託に係る見積金
上記のとおり見積もります。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

【トイレ清掃】別紙

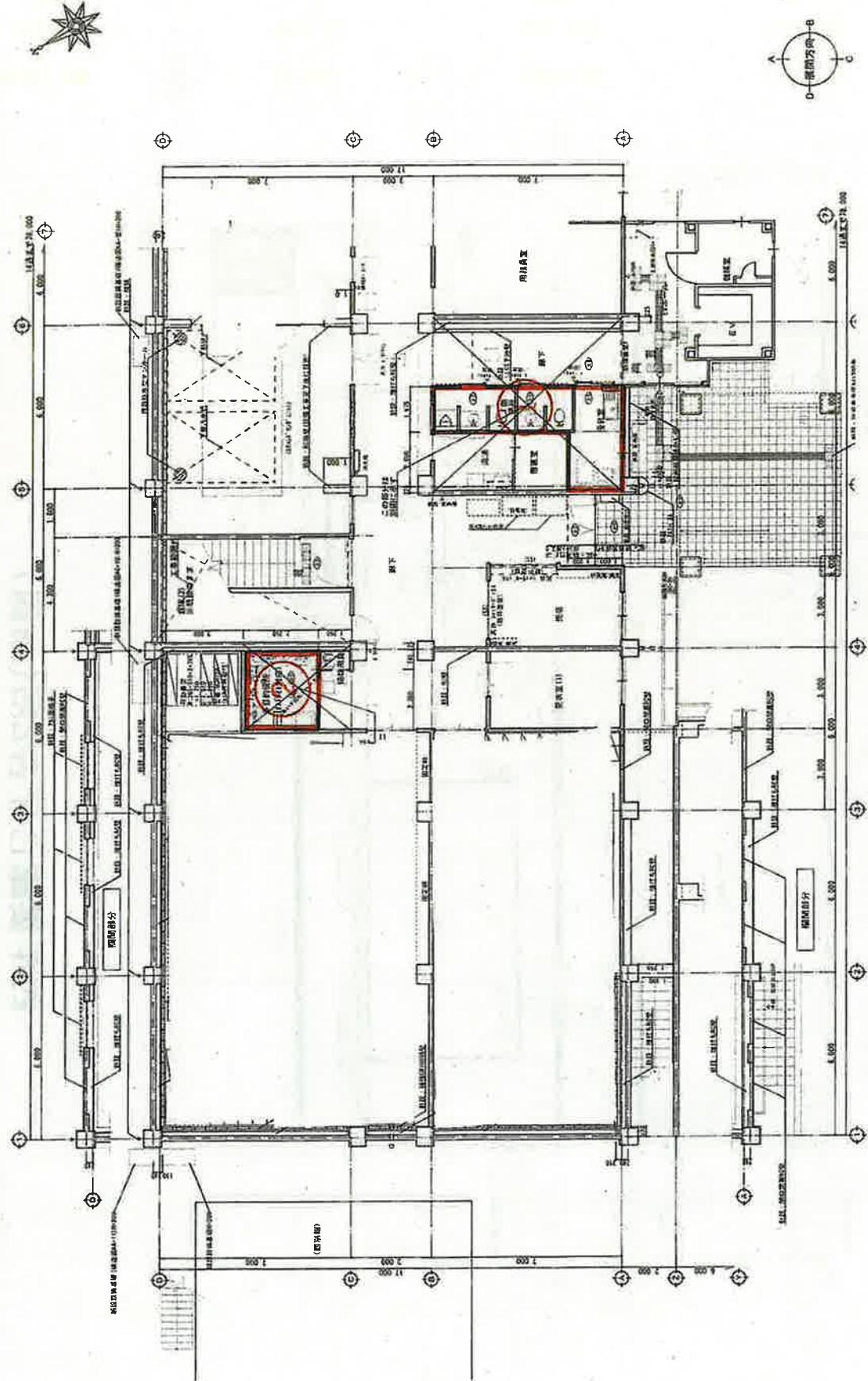
1階	2階	3階	4階
①トイレ(授乳室含む) 12 m ²	③西側トイレ 42 m ² ④保健所側トイレ 28 m ²	⑦トイレ 42 m ²	⑨トイレ 42 m ²
②多目的トイレ 8 m ²	多目的トイレ ⑤エレベーター横 8 m ² ⑥保健所側 7 m ²	⑧多目的トイレ 8 m ²	⑩多目的トイレ 8 m ²

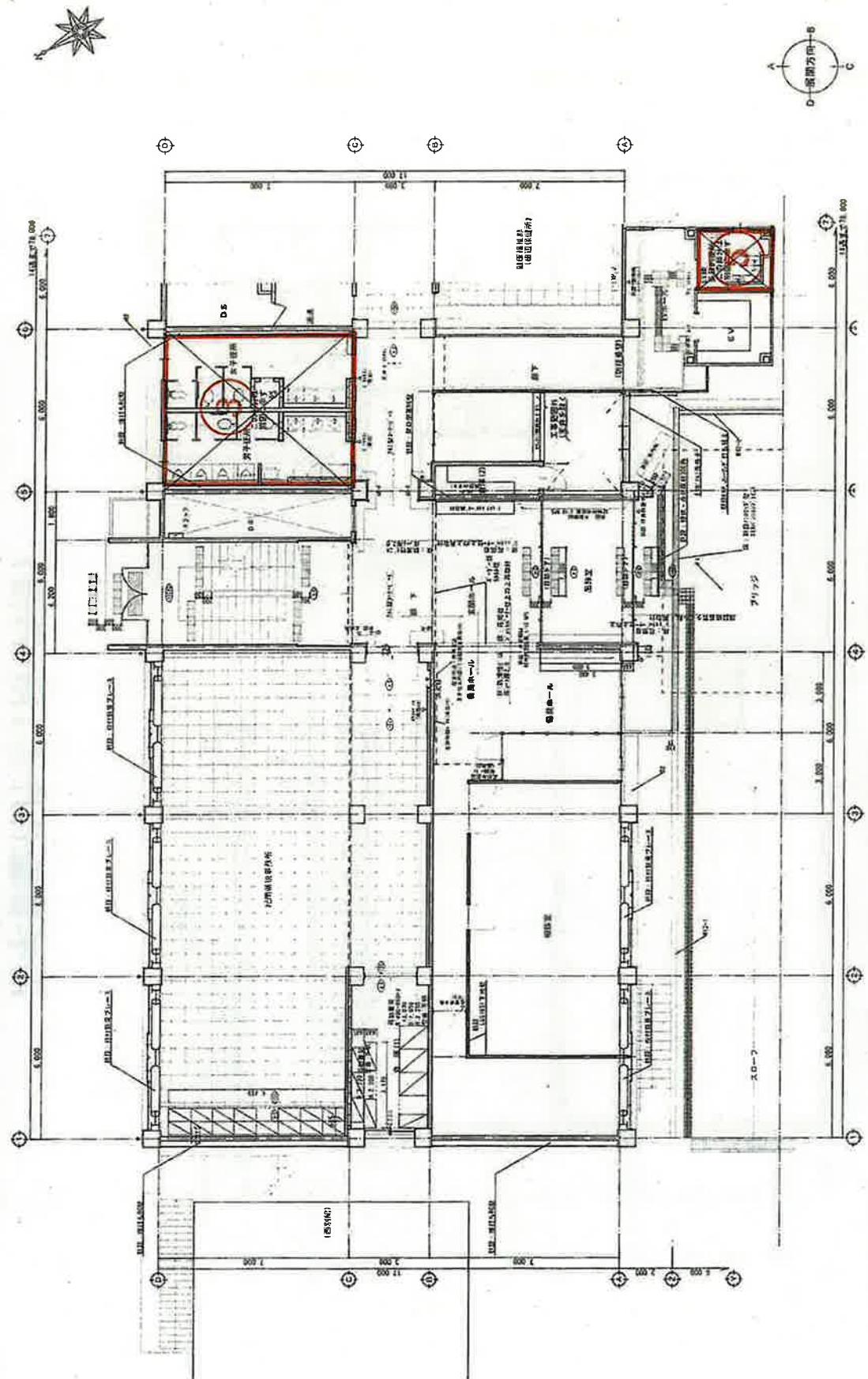
《建物外》

⑪車庫トイレ 20 m ²

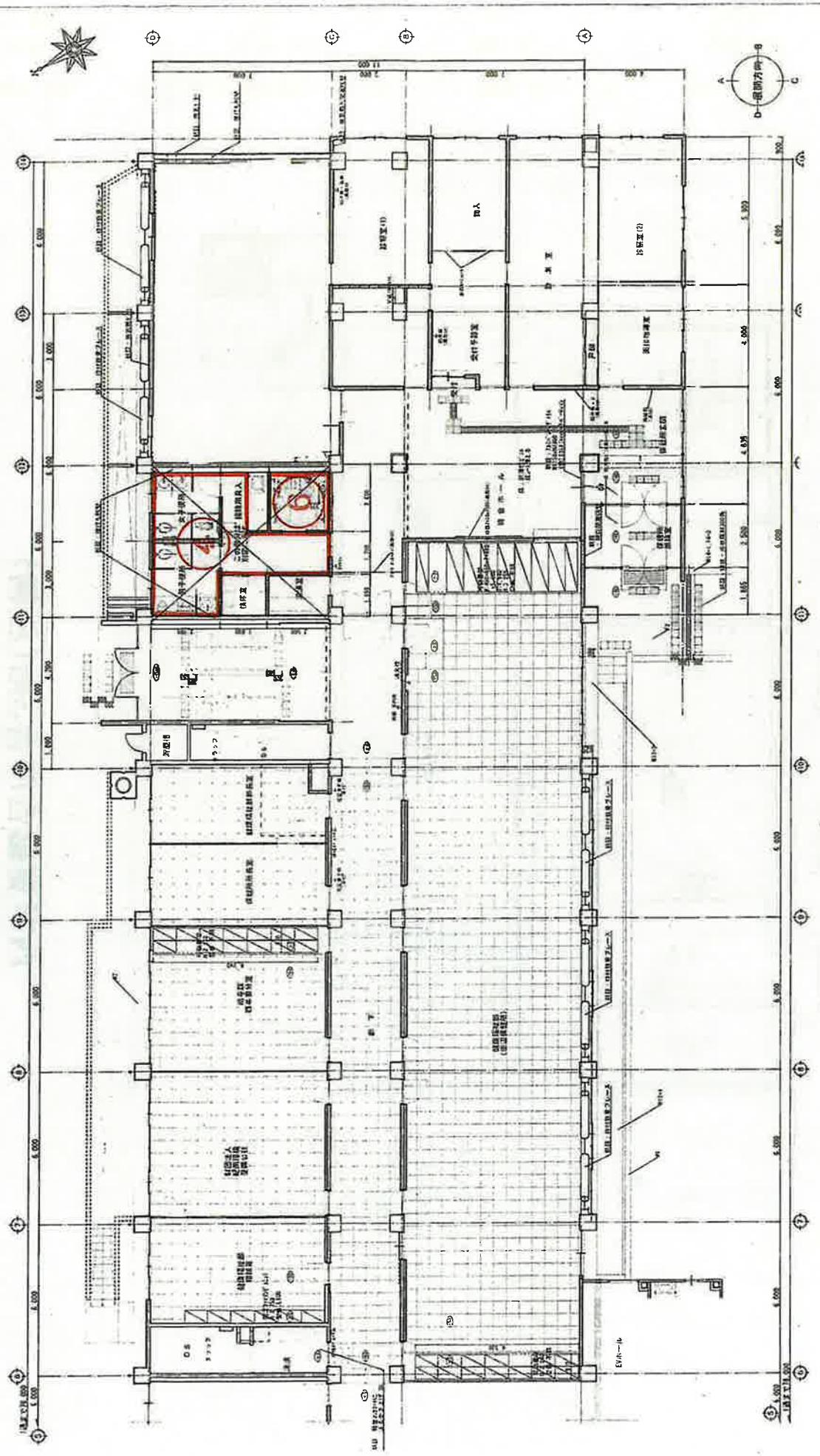
※ 面積は概算

西牟婁總合庁舎1階(西側)



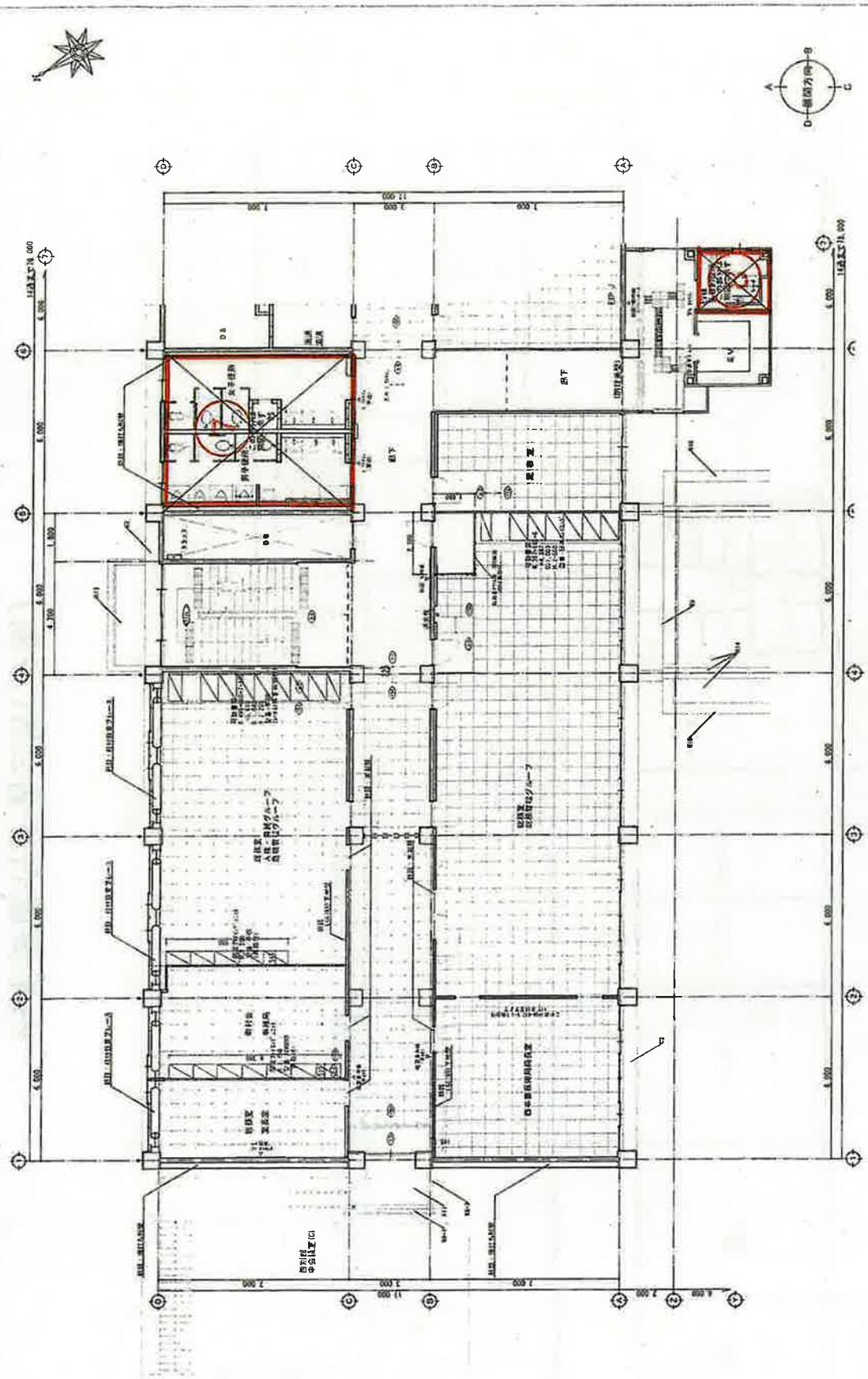


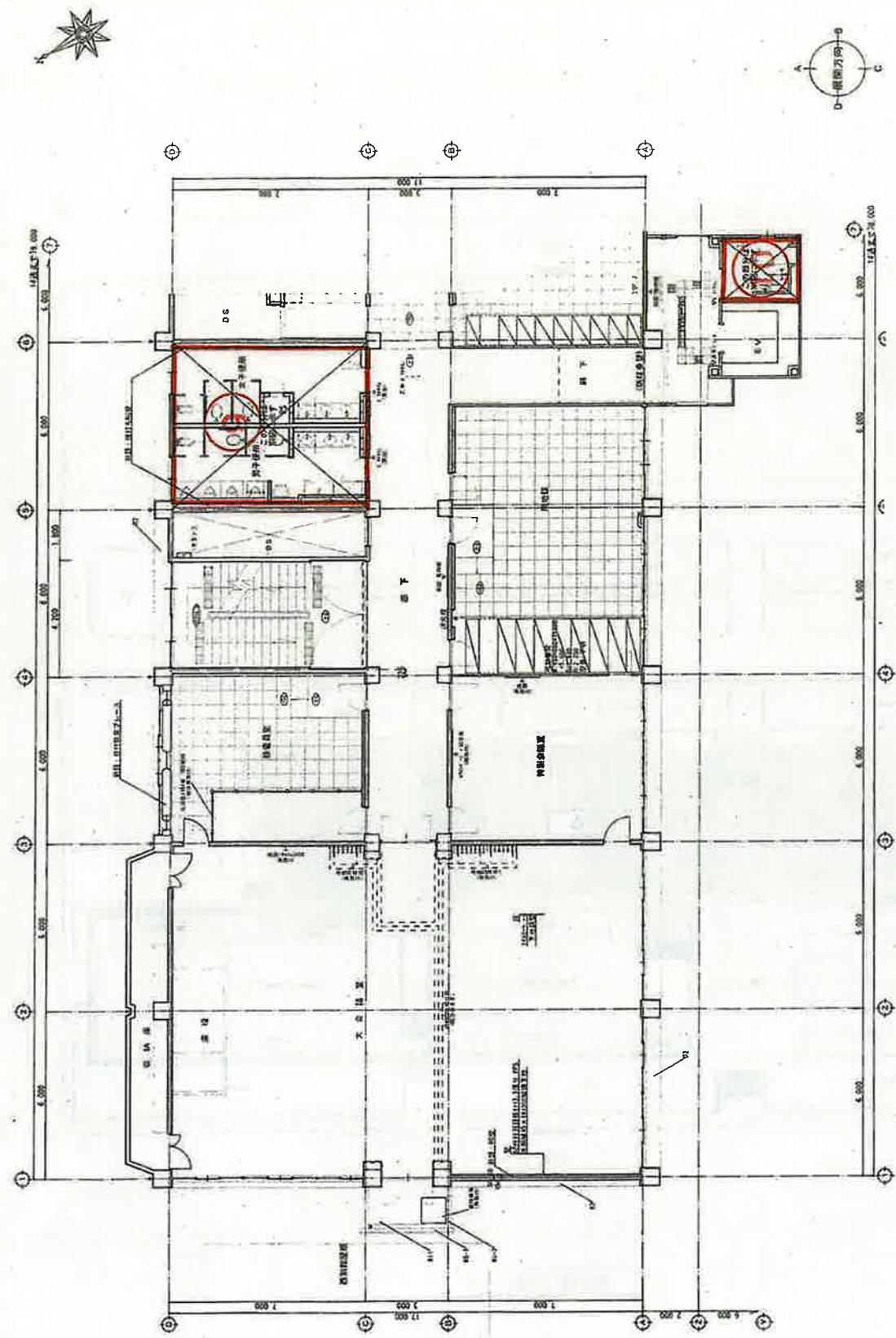
西牟婁縵合序舍2階(西側)



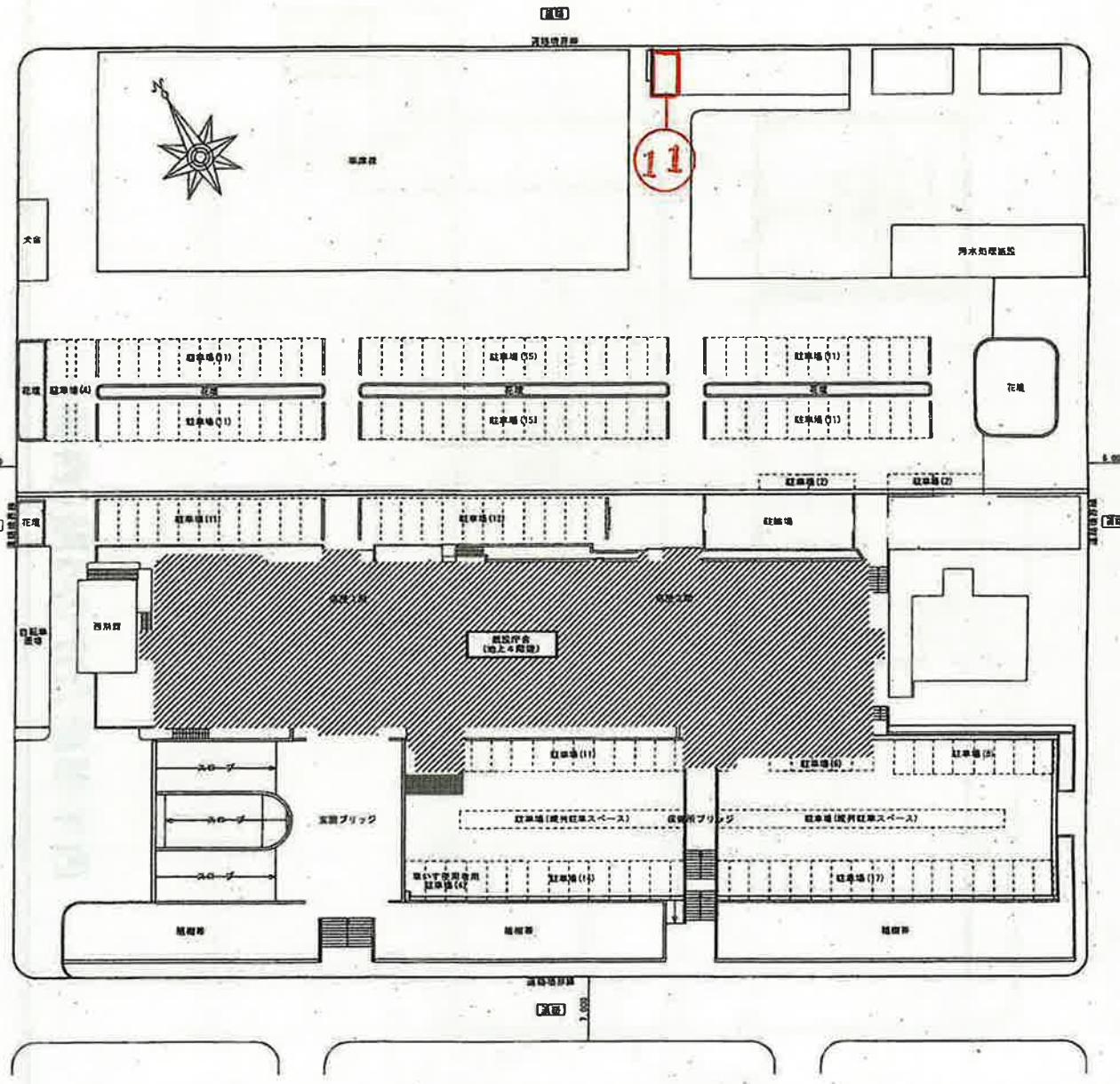
西牟婁總合庁舎2階(東側)

西牟婁総合庁舎3階(西侧)





西牟婁總合府舍4階(西側)



配置図 1/500

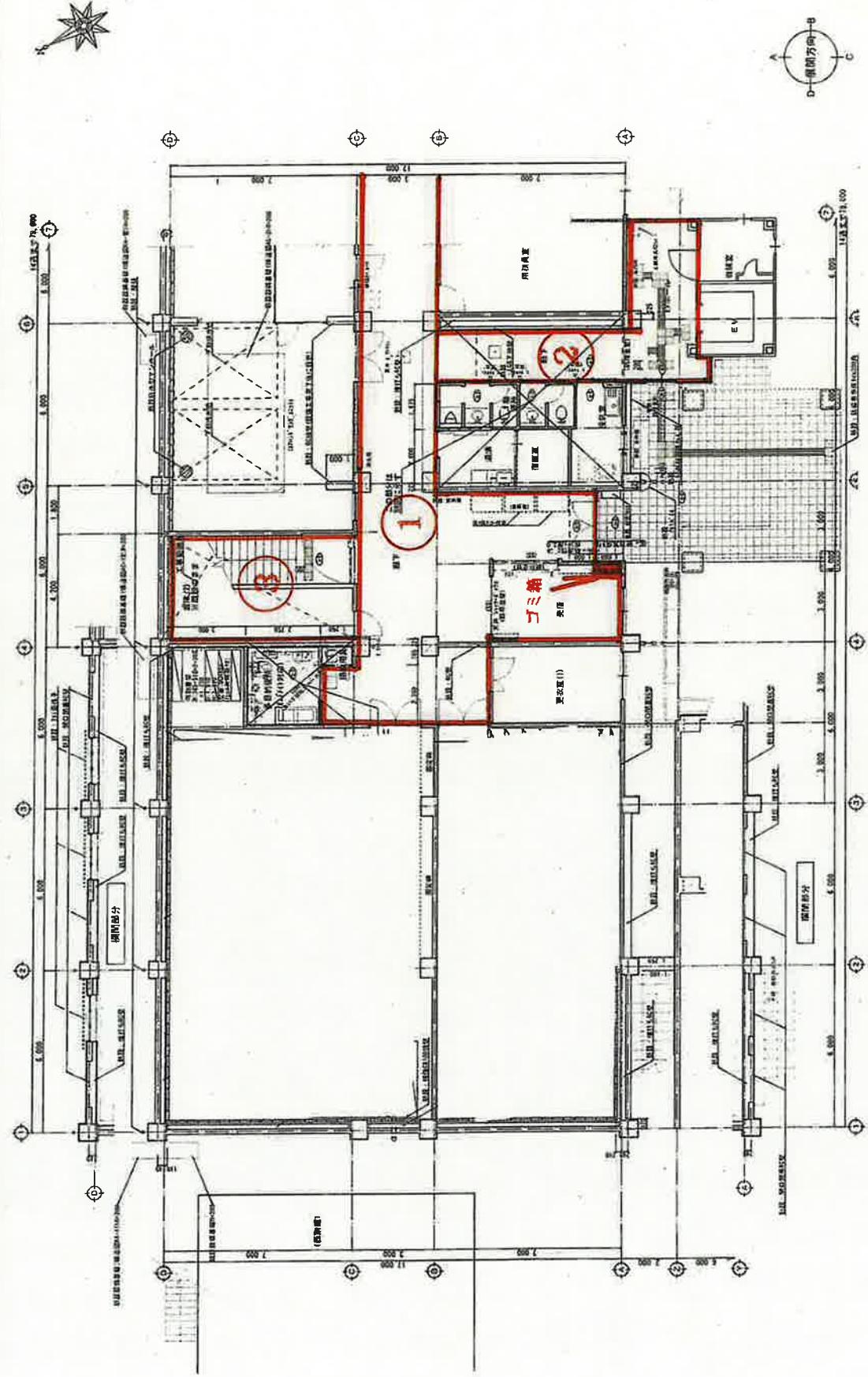
西牟婁綜合庁舎敷地

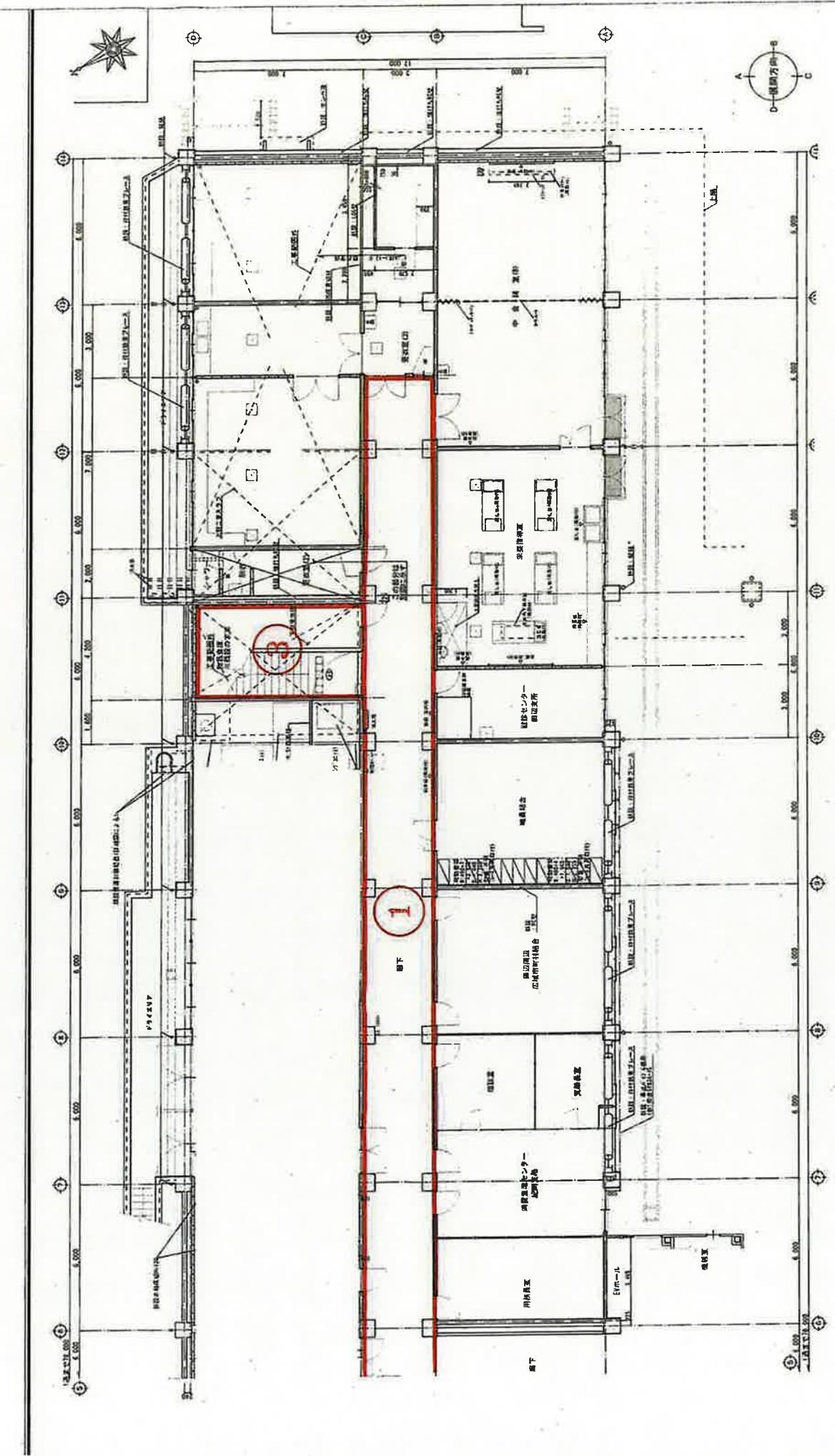
【廊下等】 別紙

1階	2階	3階	4階
①廊下・玄関ホール 213 m ²	④廊下・玄関ホール 209 m ² ⑤保健所待合ホール 97 m ²	⑧廊下 180 m ²	⑪廊下 144 m ²
②エレベーターホール 28 m ²	⑥エレベーターホール 28 m ²	⑨エレベーターホール 28 m ²	⑫エレベーターホール 28 m ²
③階段(西側・東側) 60 m ²	⑦階段(西側・東側) 60 m ²	⑩階段(西側・東側) 60 m ²	
ゴミ箱 3箇所			

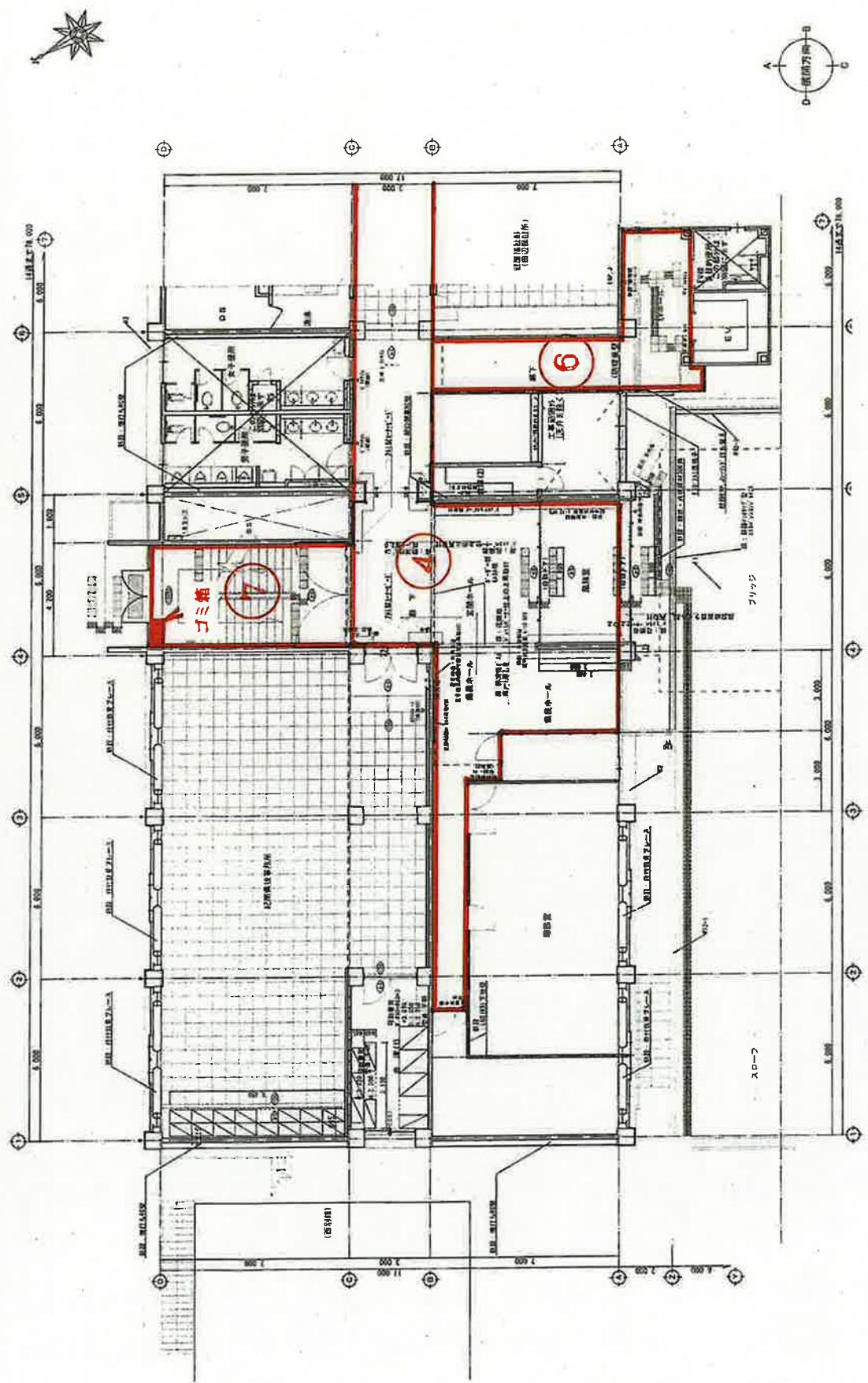
※ 面積は概算

西牟婁総合庁舎(西侧)



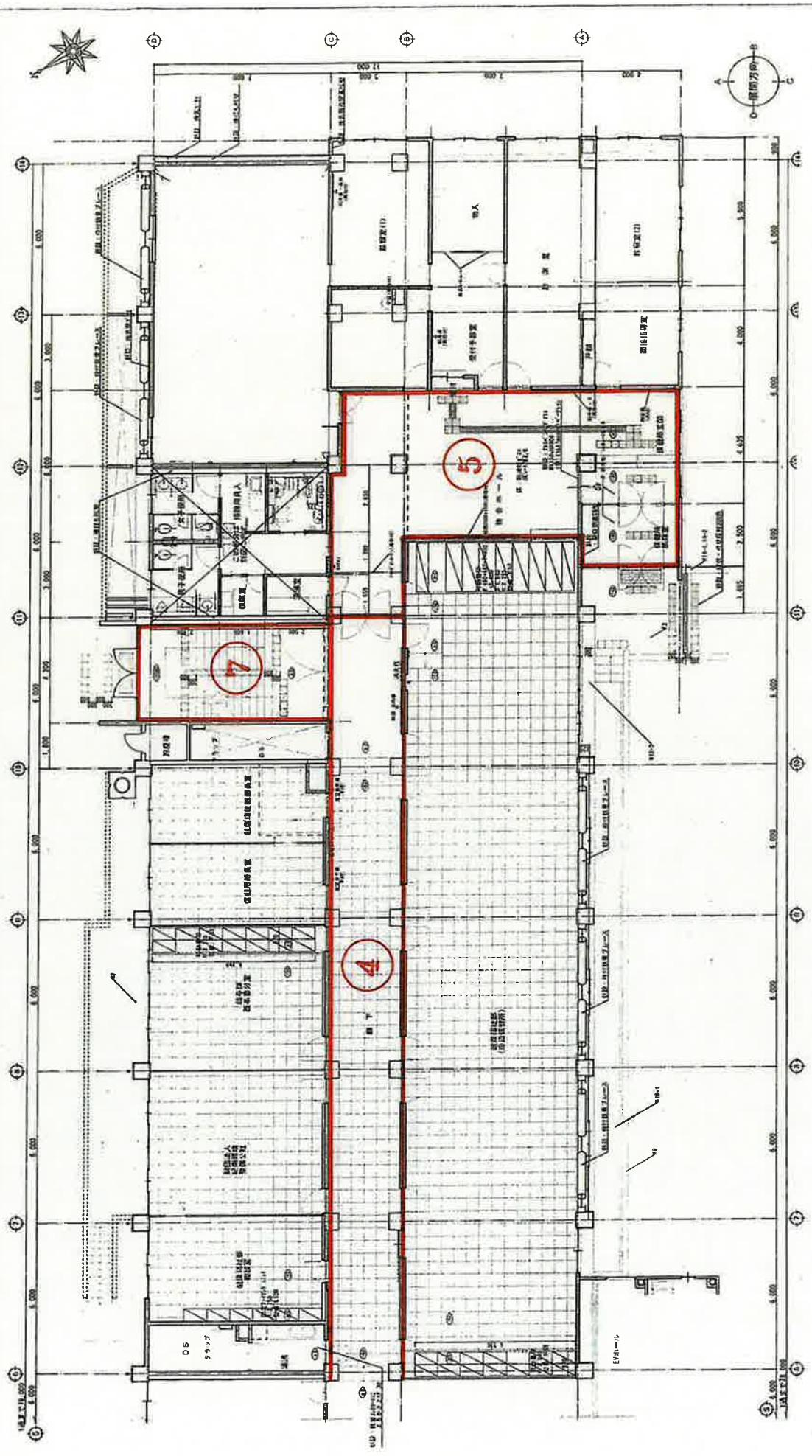


西牟婁總合庁舎1階(東側)

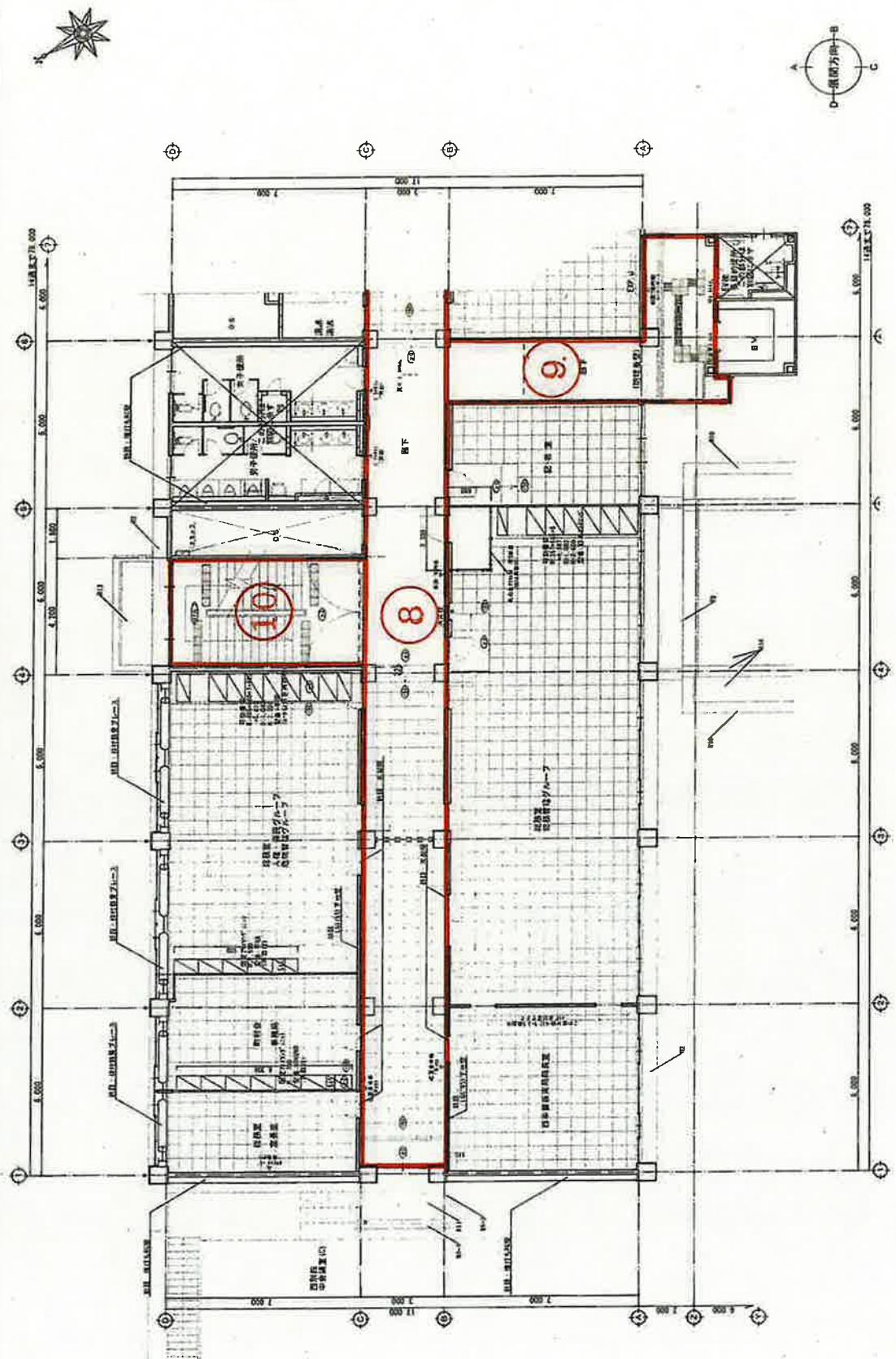


西牟婁總合厅舎2階(西側)

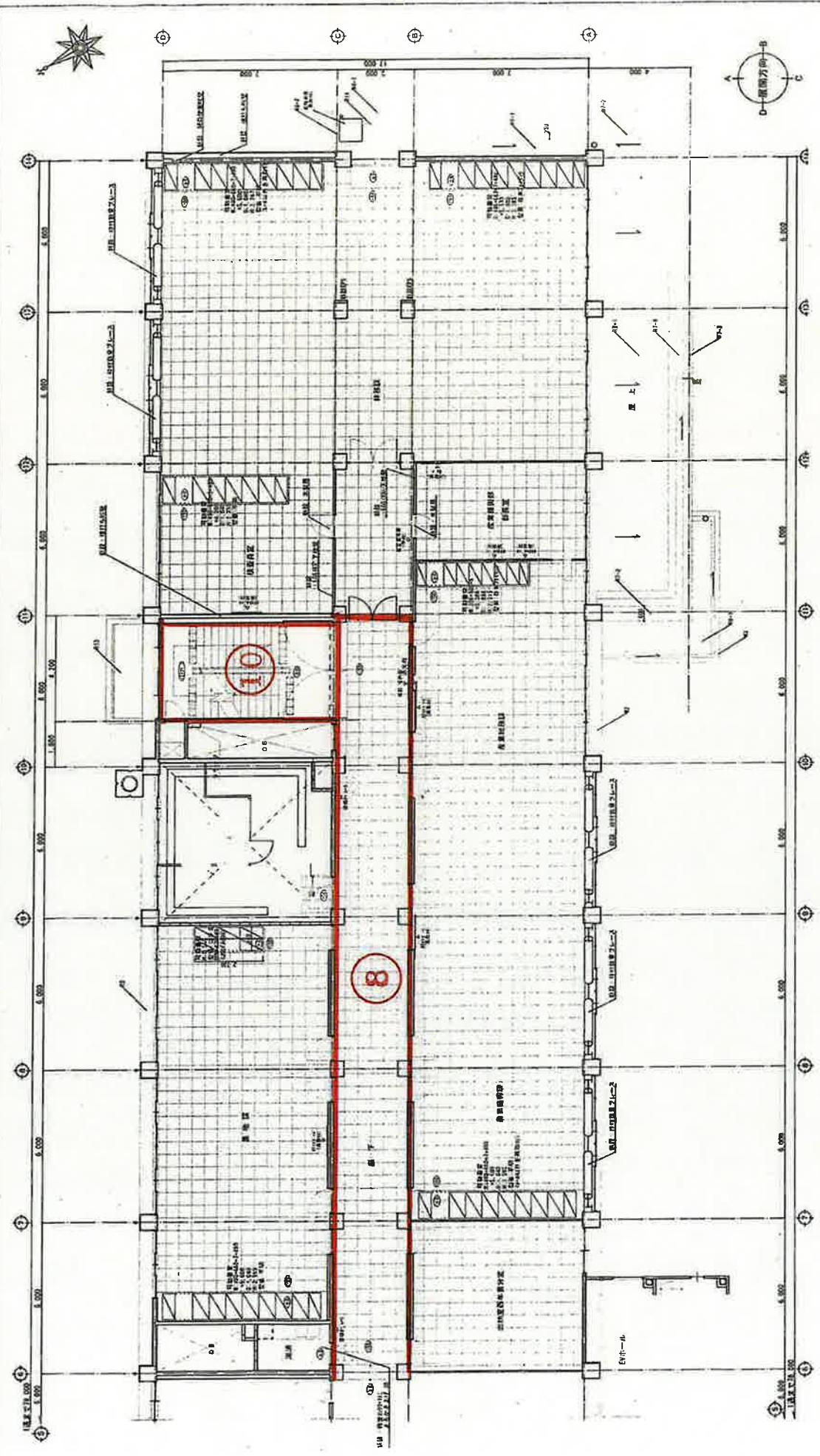
西牟婁綜合庁舎2階(東側)



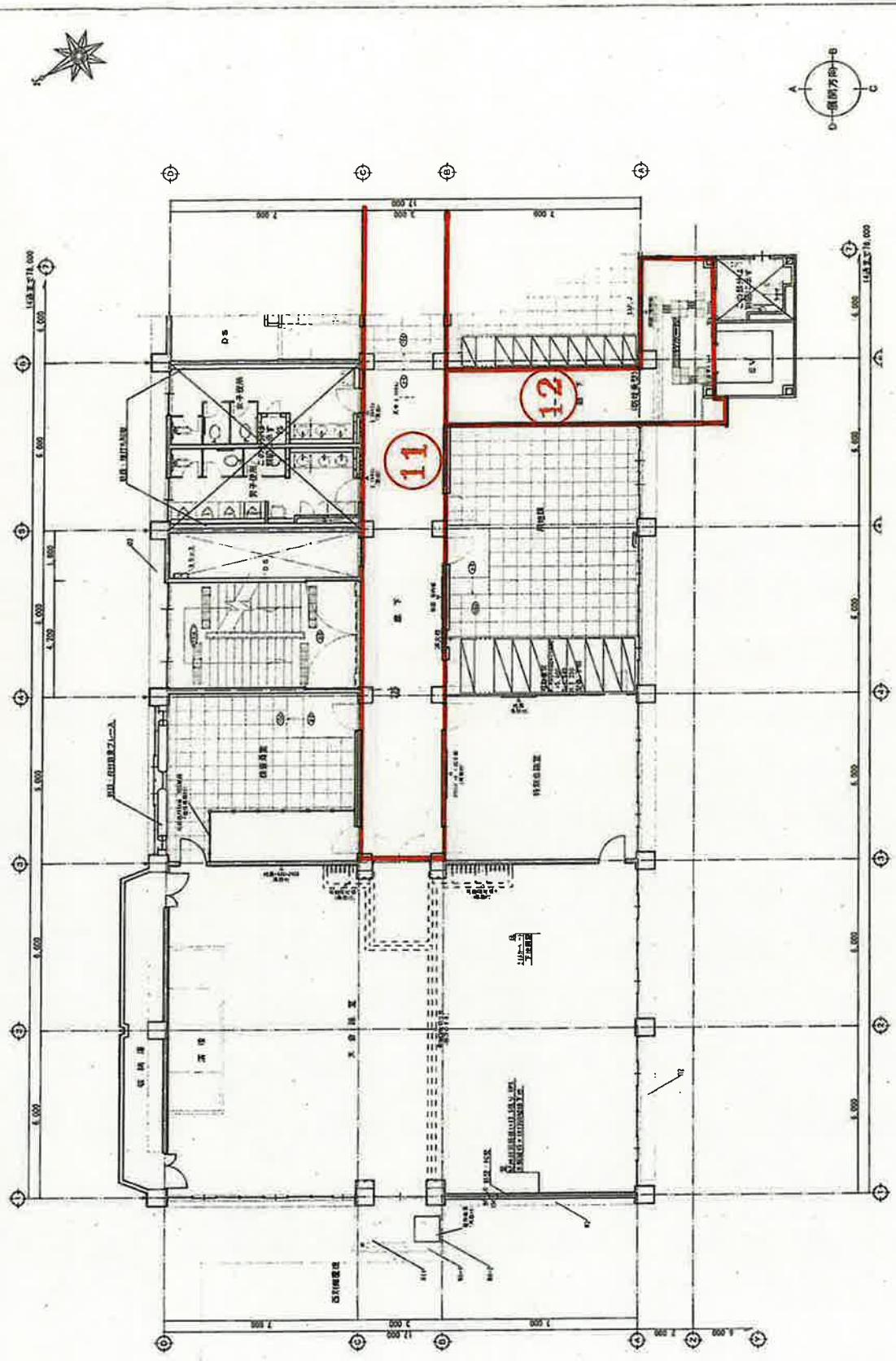
西牟婁綜合庁舎3階(西侧)

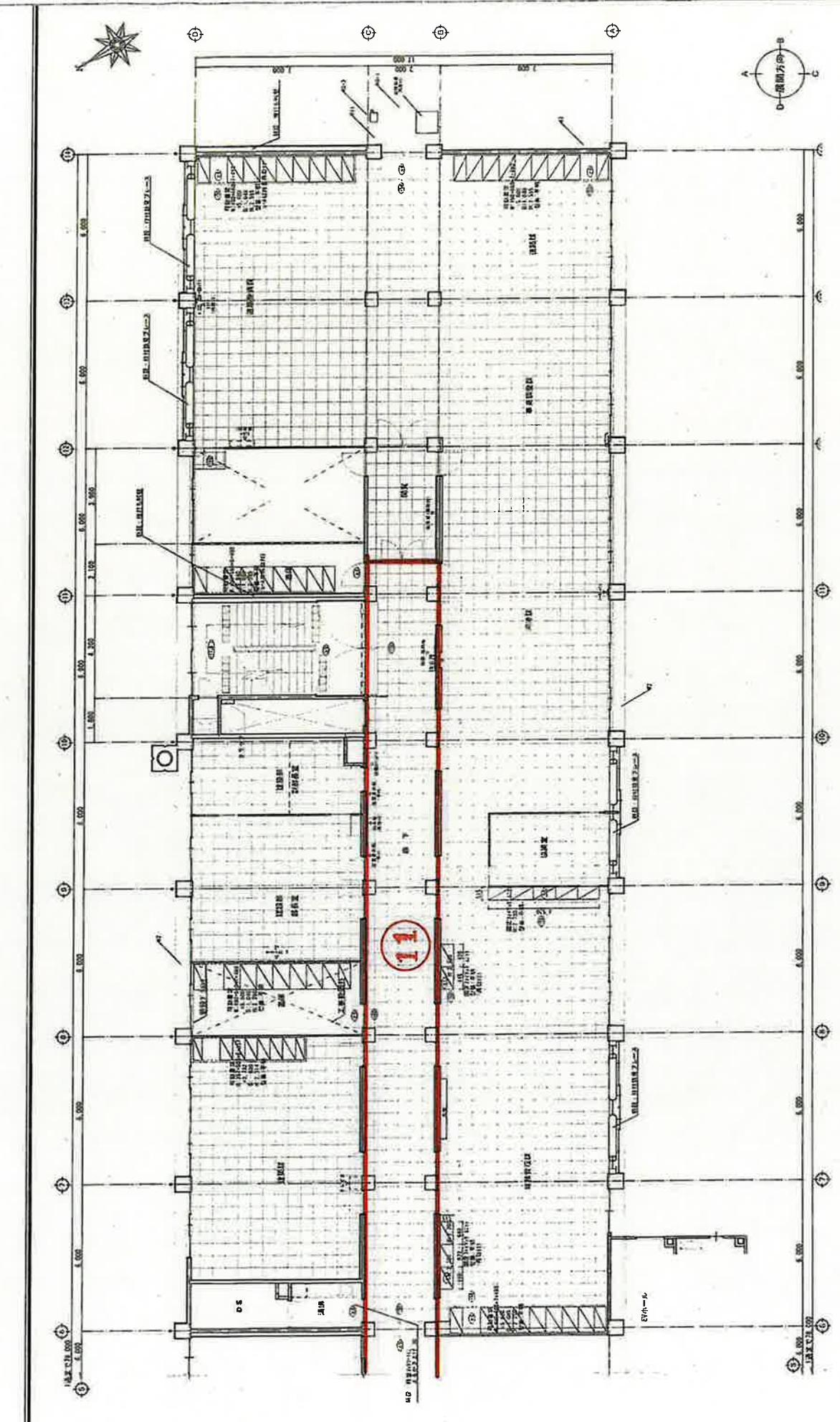


西牟婁綜合庁舎3階(東側)



西牟婁綜合厅舍4階(西侧)





西牟婁縵合厅舍4階(東側)

【玄関周り及び駐車場等】別紙

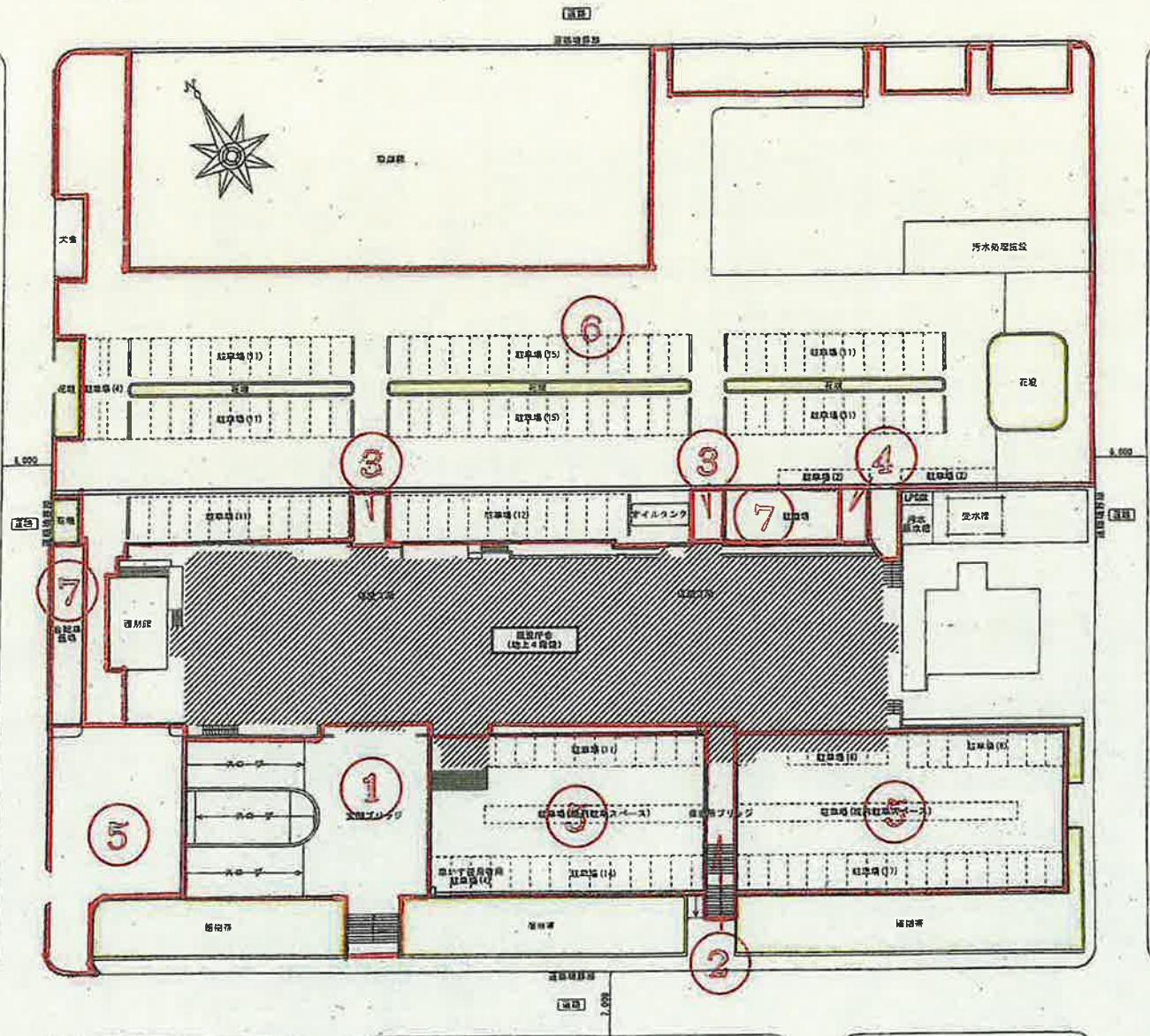
■ 日常清掃

玄関まわり	① 南側・1階及び2階正面スロープ(階段含む)	768 m ²
	② 南側・2階保健所ブリッジ	117 m ²
	③ 北側・2箇所	64 m ²
屋上	⑧ 屋上喫煙場所(灰皿清掃を含む)	10 m ²

■ 定期清掃

⑤ 駐車場南側(スロープ西側含)	1,600 m ²
⑥ 駐車場北側	3,200 m ²
⑦ 駐輪場	165 m ²
花壇草引き	780 m ²

※ 面積は概算



配置図 1/500

花壇

西半婁綜合庁舎敷地

屋上喫煙場所

